

豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 二酸化炭素排出による地球温暖化を防止し、豊頃町内における省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の導入促進を図るため、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、豊頃町補助金等交付規則（平成12年豊頃町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 統一省エネラベル エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく小売事業者表示制度に基づくものをいう。
- (2) 省エネ基準達成率 日本産業規格C9901に定められた式により算出されたものをいう。
- (3) 電気自動車等 電気自動車（EV車）、プラグインハイブリッド車（PHV車・PHEV車）及び燃料電池車（FCV車）をいう。
- (4) 太陽光発電設備及び蓄電池の導入事業 既存住宅への太陽光発電設備及び蓄電池の導入のうち、別表第1に定めるものをいう。
- (5) 電気自動車等導入事業 別表第2に定めるものをいう。
- (6) 省エネ家電買換え支援事業 別表第3に定めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 豊頃町に住民登録がある個人であること。
- (2) 申請者及び同居する同一世帯の者全員に町税その他町の徴収金の滞納がないこと。

- (3) 補助申請時において、太陽光発電設備及び蓄電池の導入事業は、過去に申請者又は申請者の同一世帯の全員が補助金の交付を受けていないこと。また、電気自動車等導入事業及び省エネ家電買換え支援事業は、申請時の当該年度に申請者又は申請者の同一世帯の全員が補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業の要件)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 太陽光発電設備及び蓄電池の導入事業は、別表第1に掲げる要件を満たしていること。
- (2) 電気自動車等導入事業は、別表第2に掲げる要件を満たしていること。
- (3) 省エネ家電買換え支援事業は、購入する家電製品が別表第3に掲げる要件を満たし、買換え前の既存家電製品が別表第4に掲げる要件を満たし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき適正に処理されていること。

(補助対象事業の補助金額)

第5条 補助対象事業の補助金額は別表第5のとおりとする。なお、補助金額は予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、太陽光発電設備及び蓄電池の導入事業並びに電気自動車等導入事業を実施するときは、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を、省エネ家電買換え支援事業を実施するときは、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、交付申請を先着順で受け付けるものとし、受け付けた補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、その受付を停止するものとする。ただし、同日に複数の交付申請があった場合であって、それらの交付申請を全て受け付けると補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えることとなるときは、それらの交付申請は同着とみなし、抽選によって、当該同着の交付申請のいずれを受け付けるか決定する。

- 3 町長は、前項ただし書の規定により抽選を行った場合は、当該抽選の対象となった者に対し、その結果を文書にて通知するものとする。

(事務の委任)

第7条 申請者は、太陽光発電設備及び蓄電池の導入事業において、申請に係る事務の手續を、補助対象設備の施工契約事業者等（以下「受任者」という。）に委任することができる。委任する場合は、委任状（別記様式第3号）を前条各号の書類に添えて提出しなければならない。ただし、この場合、受任者は関係法令を遵守の上、事務を遂行しなければならない。

- 2 受任者は、手續を通じて申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、第6条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、速やかにその決定内容を申請者あてに、太陽光発電設備及び蓄電池導入事業並びに電気自動車等導入事業は、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、省エネ家電買換え支援事業は、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付決定通知書（省エネ家電買換え支援事業）（別記様式第5号）により通知するものとする。

(変更交付申請)

第9条 太陽光発電設備及び蓄電池の導入事業並びに電気自動車等導入事業を実施する際に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第10条の規定による町長の承認を受けようとする場合には、速やかに豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金変更交付申請書（別記様式第6号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、太陽光発電設備及び蓄電池の導入事業並びに電気自動車等導入事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、豊頃町ゼロカーボン推進

加速化事業補助金交付実績報告書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者（豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付金確定通知書（別記様式第8号）により、通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 町長は、省エネ家電買換え支援事業を実施する申請者に対し、第8条の規定により補助金の交付決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限等）

第13条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 申請者は、前項の規定による財産を、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。

3 前項に規定する町長の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請書を審査し、財産処分（承認・不承認）通知書（別記様式第10号）により申請者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、補助事業者等が当該財産に係る補助金等の全部に相当する金額を町に納付した場合及び耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合（減

価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間）は、適用しない。

（帳簿等の保管）

第14条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（報告等）

第15条 町長は、この要綱の施行に必要な限度において、申請者に対し、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、令和7年度に限り、第3条第3号の規定にかかわらず、第4条第3号に規定する事業については、令和7年2月1日以後に納品された事業を適用する。

別表第1（第2条関係）

補助対象設備	対象設備の要件
太陽光発電設備	（１）対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。 ア 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。 イ 太陽電池モジュールの合計出力が１０kW未満の設備であること。 ウ 余剰型配線であること。 エ 電力会社の電力系統に連系できること。 オ 未使用品であること。 （２）補助対象費用 太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。
定置用蓄電池設備	（１）対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。 ア 常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。 イ 蓄電容量が１７．７６kWh未満であるもの。 ウ 電力会社の電力系統に連系できること。 エ 未使用品であること。 （２）補助対象費用 蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものを含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。

ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

別表第 2（第 2 条関係）

補助対象設備	対象設備の要件
電気自動車等	（1）対象設備の要件 ア 法定耐用年数期間満了（6 年）まで、電源喪失を伴うような大規模災害時に、町役場等からの要請に応じて非常用電源車として活用することに協力できること。 イ 未使用品であること。 （2）補助対象経費 車両本体の購入費用。 ただし、付属品及び登録等に係る費用は対象外とする。

別表第3（第2条関係）

補助対象製品	対象設備の要件
エアコン 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 テレビ	（1）対象製品の要件 ア 統一省エネラベルの目標年度が最新年度で省エネ基準達成率が100%以上であること。 イ 自らが居住する住宅に設置するものであること。 ウ 家電製品取扱店舗で購入したものであること。 エ 未使用品であること。 （2）補助対象経費 買換えを目的とする省エネ家電（付帯するリモコン、配線等を含む）の購入費用。 ただし、設置及び配送に要する費用、並びに買換え前の既存家電製品の撤去に要する経費は対象外とする。

別表第4（第4条関係）

買換え前の既存家電製品	対象要件
エアコン 電気冷蔵庫 電気冷凍庫	申請日から起算して、購入年月日又は製造年月日から7年以上経過しているもの。
テレビ	申請日から起算して、購入年月日又は製造年月日から6年以上経過しているもの。

別表第 5（第 5 条関係）

補助対象設備及び製品	補助金の額	補助上限額
太陽光発電設備	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	3 0 万円
定置用蓄電池設備	補助対象経費の 3 分の 1 以内の額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	1 5 万円
電気自動車等		5 万円
エアコン 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 テレビ	町内購入の場合：補助対象経費の 4 分の 1 以内の額 町外購入の場合：補助対象経費の 5 分の 1 以内の額 ※その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額	町内購入の場合：5 万円 町外購入の場合：2 万 5 千円 ※町内町外通して 5 万円

注 「町外購入」とは、町外事業者からの購入をいう。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

豊頃町長 様

（申請者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

年度 豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付申請書

次のとおり事業を実施したいので、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び事業概要

2 補助事業に要する経費の配分

総事業費 (a) + (b) + (c) + (d)	町補助経費	町補助金 (a)	自己資金 (b)	その他 (c)	その他 支出金 (d)

3 補助事業の完了予定年月日

4 収支予算書

5 添付書類

- ・事業計画書（様式自由）
- ・誓約書及び同意書
- ・機器名称、型式のわかる参考資料

別記様式第 1 号 添付書類①

豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金

実施計画書

事業区分	
氏名	
事業内容	
事業費	円
内訳	
設置場所	豊頃町
施工計画	別紙 施行図面のとおり
備考	

別記様式第 1 号 添付書類②

交付申請に関する誓約書及び同意書

私は、「豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金（以下「補助金」という。）」交付を申請するにあたり、次の内容について、誓約及び同意します。

この誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 申告事項

(1) 町税及び使用料の滞納をしていません。

(2) 補助金により取得する財産は、減価償却資産の耐用年数期間内の処分に制約があることを理解し、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行うことはありません。

2 その他この申請に関して

(1) 申請内容は事実に相違なく、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。

(2) 交付決定通知書を受領する前に設置又は納品がされた場合には、補助金の対象とならないことを了承しています。（省エネ家電買換え支援事業を除く）

(3) 町長から必要な情報の報告や立入調査、アンケートなどの求めがあった場合は、これに応じます。

(4) 補助金により導入する設備等について、必要な費用や導入によるメリット及びデメリット、機器の取り扱いや管理方法、保証内容等について、施工業者等から説明を受け、納得の上で申請することとし、トラブルが生じた場合でも、豊頃町に対して責任を求めることはいたしません。

(5) 交付決定後に申請内容に変更が生じた場合は、速やかに町長に報告することを了承しています。

3 情報閲覧及び情報提供に関して

(1) 必要に応じて、町長からの要求に対し、税務申告状況や住民票や許可等の確認等と申請状況について情報を関係課で共有することに同意します。

豊 頃 町 長 様

年 月 日

(申請者)

(自署又は記名押印)

〒

住 所

氏 名

別記様式第2号（第6条関係）

豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

豊頃町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

生年月日

豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金の交付を受けたいので、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

1 購入製品

省エネ家電	製造メーカー	型式	製造番号	本体購入価格（税込）
エアコン				円
電気冷蔵庫				円
電気冷凍庫				円
テレビ				円
（注）次の費用は、本体購入価格に含みません。 ・設置、配送に係る経費 ・機器のリサイクルに係る経費			合計額 （A）	円

2 購入年月日及び購入店舗

購入年月日	年 月 日
購入店舗	町内・町外 店舗名：

3 補助金申請

・請求額

補助金の額	補助率適用額	(A) × / = 円 (B)
	(B) の 1,000 円未満切捨て額	円 (C)
	補助限度額	円 (D)
	補助金申請・請求額	(C)、(D) のいずれか少ない額 円

4 添付書類（下記書類を全て確認の上、□に✓を付けてください。）

- ☐ 省エネ家電を購入した際の領収書・納品書等の写し
- ☐ 省エネ家電を購入した際の統一省エネラベルが確認できる書類等
- ☐ 買換え前の既存家電製品の購入年月日がわかる書類又は製造メーカー及び型式が確認できる書類等
- ☐ 家電リサイクル券控えの写し
- ☐ 省エネ家電を購入した後の設置場所がわかる書類等

5 補助金振込口座

振込先口座	金融機関名	銀行・信金・農協・漁協			支店
	口座種別	普通・当座	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				

6 同意事項

申請内容確認のために必要があるときは、住民登録状況等、町税等の納入状況、他の補助制度の利用状況等について、町の保有する情報により確認することに同意します。

同意者氏名 (自署)

別記様式第3号（第7条関係）

委 任 状

年 月 日

豊頃町長 様

委任者（申請者）

住 所

氏 名

私は、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金について、次の者を代理人と定め、以下の事項に関する権限を委任します。

受任者（代理人）

住 所

氏 名

連絡先

（電 話）

（メール）

（委任事項）

- 1 交付申請書の提出及び補正手続
- 2 変更交付申請書の提出及び補正手続
- 3 実績報告書の提出及び補正手続

第 号
年 月 日

様

豊頃町長

年度豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、上記事業について、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき次のとおり交付することを決定したので通知します。

- 1 交付決定事業
- 2 交付決定金額
- 3 補助条件

- (1) 補助金の交付対象となる事業、その内容及び各項目の補助対象事業費の内訳については、年 月 日付で申請があった上記交付申請書に記載のとおりとする。
- (2) その他必要な事項については、豊頃町補助金交付規則及び豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱に定めるところによるものとする。
- (3) 豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第10条に基づく実績報告については、事業完了日から起算して30日を経過した日又は、補助金交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出すること。

別記様式第5号（第8条関係）

豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付決定通知書
(省エネ家電買換え支援事業)

年 月 日

様

豊頃町長

年 月 日付けで申請のあった標記補助金の交付について、次のとおり決定したので、豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 対象省エネ家電
- 3 製造メーカー
- 4 型式
- 5 交付年月日 年 月 日

別記様式第6号（第9条関係）

年 月 日

豊頃町長 様

（申請者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

年度豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記事業について、
豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり計画を変更したいので申請します。

1 変更の理由

2 補助事業に要する経費の配分

	総事業費 (a) + (b) + (c) + (d)	町補助経費				その他
			町補助金 (a)	自己資金 (b)	その他 (c)	支出金 (d)
変更前						
変更後						

3 補助事業の完了予定年月日

4 収支予算書

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

豊頃町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電 話 番 号

年度 豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付実績報告書
年 月 日付け 第 号をもって交付の決定を受けた上記事業は、
年 月 日完了したので豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第1
0条の規定に基づき報告します。

1 事業概要

2 補助事業に要する経費の配分

総事業費 (a) + (b) + (c) + (d)	町補助経費	町補助金 (a)	自己資金 (b)	その他 (c)	その他 支出金 (d)

4 収支決算書

5 添付書類

図面、竣工（完成）写真等、支払いを証明する書類（領収書等）、自動車検査証の
写し（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車補助に限る）

6 補助金振込口座

振込先口座	金融機関名	銀行・信金・農協・漁協			支店
	口座種別	普通・当座	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				

年度豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付金確定通知書

年 月 日

様

豊頃町長

年 月 日付けで実績報告書の提出のあった事業については、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり補助金額を確定します。

記

1 交付決定事業

2 確定額

円

3 注意事項

補助対象事業の完了後は、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱に定める以下の事項を遵守してください。取得した財産を適正に管理しない場合は、補助金額の一部又は全部の返還を求める場合があります。

- ・取得した財産は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ・取得した財産は、耐用年数期間内の処分に制限があり、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。
- ・当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- ・町長の求めに応じて、財産の保有、管理状況等の報告を行い、又は検査に協力する。

別記様式第9号（第13条関係）

財産処分承認申請書

年 月 日

豊頃町長 様

氏名

年 月 日付け 第 号で額の通知を受けた豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金について、次のとおり財産を処分したいので承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

（1） 財産の名称

（2） 処分の方法

（使用、譲渡、交換、貸付け、担保の提供又は取壊し（破棄を含む）の別を記載すること）

（3） 金額

（4） 処分の予定年月日

（5） 理由

別記様式第 10 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

豊頃町長

財産処分（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで承認申請のあった豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金について、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第 13 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり（承認・不承認）したので通知します。

記

1 処分を承認する財産及び処分の方法

- （1） 財産の名称
- （2） 処分の方法

（不承認の理由）